

社会福祉法人和の会

役員等旅費規程

(目的)

第1条 社会福祉法人和の会が設置経営する保育所あきる野こどもの家及び見影橋保育園の健全なる発展と活動促進を図るための法人役員（理事・監事）、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の費用弁償にかかる旅費等の支給を定め、もって法人の業務運営の円滑、適正化を図ることを目的とする。

(旅費等)

第2条 役員等が理事会等へ出席、又は業務により出張した場合は以下の費用を別表旅費支給基準により支給する。

- (1) 理事会、評議員会等へ出席した場合の費用弁償
- (2) 研修、会議等へ出席した場合の交通費・宿泊代の費用弁償

(旅費の特例)

第3条 役員等の研修・会議が主催者側でセットされている費用の場合は、その費用を支給する。

(支給の上限)

第4条 旅費等の支給に関しては、以下の通り各年度の総額が以下の金額を超えない範囲で支給する。

- (1) 評議員： 500,000 円（定款第八条）
- (2) 理事・監事： 500,000 円
- (3) 評議員選任・解任委員： 100,000 円

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成19年1月13日一部改正。
3. 平成23年1月13日一部改正。
4. 平成26年1月17日一部改正。
5. 平成29年4月1日一部改正。
6. 平成29年5月27日一部改正。

別表 旅費支給基準（平成 29 年 5 月 27 日改正）

科 目	支 給 基 準 額
研修・出張等	11,137 円／1 日 (交通宿泊費実費別途支給)
理事会・評議員会等	11,137 円／1 回 (交通費実費含む)